

第3章 教育方法

1 授業を行う学生数

当専攻の現在の収容定員は 108 名であり（入学定員 36 名×3）、在籍学生の状況は第1章所携のデータのとおりである。再履修者、本学の他の教育組織の学生及び科目等履修生を含め、すべての授業科目について、受講学生数は 50 名未満であり、少人数教育が徹底されている。この結果、各科目の教育目的に即した双方向的又は多方向的な密度の高い教育の実施が担保できる適正な規模が、すべての授業科目について維持されており、たとえば令和2年度の憲法 I-B〔人権〕（45 人）、令和3年度の刑法 I〔総論〕（44 人）と最多人数の科目でも 50 名未満にとどめられている。

なお、本学の他の教育組織の学生については、「展開・先端科目群」についてのみ、当該授業担当教員の承諾及び教員会議の許可を予め得た場合に限り受講を認めることとしている。また科目等履修生の受け入れについては、少人数教育の実施を担保するために、対象となる履修科目を法律基本科目群及び展開・先端科目群に制限しているほか、各科目当たりの履修生数を適正な範囲に留めて、当該科目の受講者数を適正な規模に留める配慮をして運用されている。

2 授業の方法

(1)総説

当専攻では、前述（第2章）の教育課程及び教育内容に従って、学生が法曹として必要とされる法知識の修得にとどまらず、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を涵養するために、授業の方法についても様々な工夫をしている。具体例を挙げれば、次のとおりである。

(a) 法律基本科目について

原則として該当講義の1週間前までに講義レジュメ及び参考資料を配付し、予習の効率を高める工夫をしている。毎年、講義レジュメ及び参考資料の内容を見直し、最新の内容を組み入れることにしている。また、学生から寄せられた要望をできる限り講義に反映するように努めている。例えば、講義レジュメの早期配付（紙媒体のほか、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページや manaba（学習管理システム）からのダウンロード配布）に努め、必要に応じて講義資料の判例等の添付も行っている。こうした工夫を通じて、限られた時間の中で密度の濃い、体系的な講義の実施を確保して、専門的な法知識を確実に学生に定着させるよう努めている。なおコロナ禍においては紙媒体の配布は原則として中止している。

1年次に履修する基礎科目については、双方向的又は多方向的な討論も授業に取り入れられているが、本学の場合、有職社会人という学生の制約上、正規の授業時間での学修

時間の確保を学生全員に同一レベルで確保することがきわめて困難であるという事情もあり、また未修者に対して効率よく、かつ、確実に必要な基礎知識を偏りなく定着させていくために、講義中心となっている。もっとも、この点を補うために、2年次以降に必修科目として配置した演習系科目及び総合系科目においては、ケーススタディ方式を取り入れたり、教員と学生及び学生間の討論を積極的に行ったりするなど、双方向・多方向の討論を通じた授業となるよう配慮している。

(b) 実務系科目について

民事系科目では、実務における具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている。また、事例に的確に対応する能力を涵養するために、テーマを与えて自宅起案をさせこれについての添削指導をしたり、授業時間を使って即日起案をさせ、これについての講評を踏まえた講義、討論を行ったりする（「民事法総合演習」等）などの工夫をしている。同様に刑事系科目でも、実務での具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている（「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」）。また、「刑事模擬裁判」では、刑事訴訟記録を使用して、模擬裁判を行う方法を採用している。

本学では、時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、フレックス・タイム制の「リーガルクリニック」（2年／3年次配当）を実施している。「リーガルクリニック」には、外部の法律（弁護士）事務所における研修もとり入れているが、この研修担当には、当専攻の実務家教員があたり、専任教員が研修先の実務指導及び成績評価に責任をもつ体制がとられている。

(2) 授業計画等の周知

1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、新年度初頭に学生に配付されるシラバスを通じて、すべてあらかじめ学生に周知されている。なお、シラバスについては、当専攻ウェブサイトからも閲覧できるようにしてあり、学生に対する事前周知を徹底するよう努めている。

(3) 集中講義の実施状況

当専攻では、民事模擬裁判及び刑事模擬裁判のみ集中講義で行っている。

(4) 有職社会人学生がかかえる場所的・時間的障害を解消するためのICT（情報通信技術）の導入

講義室には録画録音された動画のストリーミング装置が配備されており、これにより録

画録音された動画は、学生がインターネットを経由してパソコン等で何時でも何処でも閲覧できるようになっている。また、出張等で通学が困難な学生が、出張先から授業に参加することを可能にするため、平成 28 年度より、ウェブ会議システムを通じて双方向のオンライン授業を受講することで授業の出席が認められる（ただし回数制限あり、また対象除外科目あり）制度を開始している。

さらに平成 29 年度から、テレビ会議システム（サテライト方式）を通じ、他大学法科大学院との間で授業を送受信する単位互換の授業を行っている。これまで 2 校と単位互換協定を結び、社会人対象の夜間・週末にも開講する甲南大学法科大学院から「登記実務」等、さらに金沢大学法科大学院から「紛争とその法的解決Ⅰ」等の提供を受け、他方当専攻から「自治体法務」等を提供してきた。

4 履修科目登録単位数の上限

履修登録する単位数の上限は、修業年限により、以下のとおりとしている。

- ① 修業年限 3 年の場合：各年次とも 36 単位（ただし最終年次に限り 44 単位）
- ② 修業年限 4 年（長期履修）の場合：各年次とも 27 単位（ただし最終年次に限り 33 単位）

この上限単位数には、再履修科目単位数及び本学大学院学則第 38 条 1 項に基づいて他の大学院で修得した単位を本学の単位として認定した場合を含む。

なお、原級留置となった場合の再履修科目については、前年度に成績評価が「D」又は「F」であった科目を再履修すること、及び「C」であった科目を再履修することのみに制限している。再履修した場合の修得単位数と点数（GPA の基礎）は履修ガイド所定の計算による。

5 コロナ禍における授業

令和 2 年度当初から、緊急事態宣言による大学入校制限が断続的に行われる中、対面授業を行わないこととし、当専攻としては、社会人学生への安定した授業提供を重視し、録画授業の視聴を原則とする方針を採用した。また、科目特性によっては同時双方向のオンライン授業と併用することとした。これらの方策については、事前に当専攻の学内者専用ページに掲載をして周知徹底を図った。なお、この扱いによって、オンライン授業の対象除外授業科目は 0 になり、全科目を対象とすることとなった。

令和 3 年度は、オンライン授業を基本としつつ録画授業を必要に応じ行った。また 1 年次生につきグループに分けて対面授業（マスクの着用等各自で感染対策）を実施するなど工夫を行った。また科目別の通知やレポート提出につき、manaba（学習管理システム）で一括管理するよう移行した。

[特長]

- ・時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、Web 上で利用可能な「日程管理システム」を活用して、フレックス・タイム制の「リーガルクリニック」を実施している。
- ・すべての授業科目について、受講学生数は 50 名未満であり、少人数教育が徹底されている。
- ・学生の効果的な事前学修を支援するため、講義レジュメ等の関係資料の配布を紙媒体での資料室での配布に加えて、当専攻ウェブサイトの学内者専用ページや manaba（学習管理システム）により、学外からも任意に取得できるよう工夫に努めている（原則として講義 1 週間前までの早期配布を行っている）。
- ・純粹未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学修のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから当専攻ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できるよう試みている。
- ・有職社会人学生がかかえる場所的・時間的障害を解消するため、I C T（情報通信技術）を導入している。

[課題]

- ・なし